

業務部速報

No. 7

発行 16. 7. 19

JR東労組 業務部

第2回交渉(その3)

36協定 3ヶ月締結を席上申し入れる！！

系統別・支社別の標準数と現在員数が交渉の席上示されました。しかしながら、我々が求めたデータ（支社別・系統別の研修・出張・休職者数）示されませんでした。今交渉で時間外労働や休日労働の現実からすれば、要員問題の議論は避けて通れません。

本部は、早期の協定締結の必要性、データを基に検証と議論を深めるためには時間が必要であること、一部支社にて36違反が発生したことに踏まえて、3ヶ月の協定締結期間とするべきことを、席上会社に通告しました。

組合

交渉の議論経過に踏まえて支社別・系統別データを示したことは承知する。しかし、示されたデータでは不足である。示さないのか、示せないのか。

時間をかければデータ開示可能であることを確認

団体交渉の中断が何度も発生している。同時並行の地方議論でも具体論を出さない支社がある。東京支社管内で発生した36違反についても認識が合わない。

データの示し方と東京での事象の認識にまだ隔りがある！

時間外労働が増加は要員問題に原因があるという認識を覆すデータが示されていない。しかし、いたずらに職場に迷惑をかけられない。早期の締結と議論を深める時間確保のために、協定締結期間を3ヶ月とし検証を含めて議論することを要求する。

早期締結の必要性は認識一致！

会社

今すぐに示せるデータがない。出張のデータを示すにも分析するためには多くの人手と時間を要する。「無駄な出張」の具体例があれば提起して頂ければ議論できる。

データの示し方は地方の労使で決めることだ。データも物理的に出せる・出せないがある。会社としては36違反ではないと認識している。

早期の協定締結と、データ整理に時間を要することは認識が一致する。当社の業務運営の特性上締結期間は1年間とするのが必須である。東京支社の事象(36違反)については地方の議論推移を見守り是正を図りたい。

**時間外労働の縮減と要員問題の解決を求めて
12地本一体となってたたかおう！**